

選管だより

発行 菺野町選挙管理委員会
〒510-1292
菺野町大字潤田1250番地
TEL 059-391-1101

令和2年10月25日(日) 菺野町議会議員選挙投票日

◇投票時間：午前7時から午後8時まで

選挙日程

* 菺野町議会議員選挙立候補予定者説明会

令和2年9月25日(金)

<午後2時~>

【菺野町役場4階会議室】

* 菺野町議会議員選挙立候補予定者届出書類事前審査

令和2年10月12日(月)

<午前10時~午後3時>

【菺野町役場2階会議室】

* 告示日

令和2年10月20日(火)

* 立候補受付

令和2年10月20日(火)

<午前8時30分~午後5時> 【菺野町役場4階会議室】

* 期日前投票期間

令和2年10月21日(水) ~ 令和2年10月24日(土)

<午前8時30分~午後8時> 【菺野町役場2階会議室】

* 投票日(選挙期日)

令和2年10月25日(日)

<午前7時~午後8時>

【各投票所】

* 開票(選挙会)

令和2年10月25日(日)

<午後9時15分~(予定)> 【菺野町体育センター】



投票所・開票所

第1投票所

菺野町B & G海洋センター

第2投票所

菺野地区コミュニティセンター

第3投票所

鵜川原地区コミュニティセンター

第4投票所

竹永地区コミュニティセンター

第5投票所

朝上地区コミュニティセンター

第6投票所

小島地区集落センター

第7投票所

千種地区コミュニティセンター

第8投票所

菺野町立菺野保育園

開票所

菺野町体育センター

入場券はすぐに確認をお願いします

投票所入場券は、10月14日頃から封書で世帯主宛にお届けする予定です。ひとつの封書には、住民登録上同じ世帯の方について、4名までの入場券が入っています。5名以上の世帯の場合、封書が2通以上に分かります。入場券が届かない場合や他の世帯の入場券が間違っ届いた場合などは、選挙管理委員会までご連絡ください。万一、入場券が届かない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票はできます。

投票所における感染予防対策について

- ☆ 投票所に手指消毒用アルコールを設置しますので、ご利用ください。
- ☆ 投票用紙の記入に、持参された筆記用具(鉛筆など)を使用していただけます。
- ☆ 投票所には、使い捨て鉛筆を用意します。
- ☆ 記載台は間隔を空けて設置し、投票所内の換気に努めます。
- ☆ 定期的に記載台等の設備を消毒します。
- ☆ 事務従事者は、マスクを着用し、手指消毒に努めます。
- ☆ 期日前投票所では混雑防止のために、事前に宣誓書(入場券裏面)へのご記入をお願いいたします。

投票できる方

- (1) 選挙人名簿に登録されている方で町内に住所がある満18歳以上の方
 - (2) 今回の選挙人名簿に登録される方(次の項目に該当する方)
 - ① 年齢 … 平成14年10月26日までに生まれた方
 - ② 住所 … 町内に住所があり、令和2年7月19日までに住民登録し、投票日まで引き続き登録をされている方
- *ご注意 (次の項目に該当する方は投票できません。)
- ① 令和2年7月20日以後に転入された方
 - ② 令和2年7月19日以前から菰野町の住民基本台帳に登録されていたが、投票を行う日までに転出された方

投票日に都合の悪い方は？

- * 下記の手続きをご確認ください。手続きは、期日前投票を除き、郵便によるものです。告示日から投票日までの期間が短いことから、郵便が間に合わず、投票が受理できないことがあります。投票を希望される方は、お早目に菰野町選挙管理委員会までご連絡願います。

期日前投票

期日前投票所の混雑防止のため、事前に宣誓書(入場券裏面)へのご記入をお願いいたします。

お手元に入場券が届かない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票はできます。

遠隔地に滞在している方

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している場合があります。

このようなときは滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。告示日(10月20日)より前に投票用紙を請求いただけますので、お早めに請求してください。

病院、老人ホームに入所中の方

都道府県が指定する不在者投票施設(病院、老人ホーム)に入院、入所中の方は、当該施設において不在者投票ができません。

不在者投票をされる方は、当該施設の病院長、施設長等にその旨を申し出てください。

郵便による不在者投票

次の条件に該当する方は、郵便投票の申請が可能です。

- ① 身体障害者手帳をお持ちで、
「両下肢」、「体幹」の障害若しくは「移動機能」の障害で1級又は2級の方
「心臓」、「腎臓」、「呼吸器」、「ぼうこう」、「直腸」若しくは「小腸」の障害で1級又は3級の方
「免疫」、「肝臓」の障害で1級から3級までの方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちで、
「両下肢」若しくは「体幹」の障害で特別項症から第2項症までの方
「心臓」、「腎臓」、「呼吸器」、「ぼうこう」、「直腸」、「小腸」若しくは「肝臓」の障害で特別項症から第3項症までの方
- ③ 介護保険の被保険者証に記載の要介護状態区分が「要介護5」の方

* **ご注意(事前準備)**

郵便投票を利用するには、「郵便投票証明書」が必要です。菰野町選挙管理委員会に対し、あらかじめ申請いただく必要があります。(郵送を伴いますので、「郵便投票証明書」の交付には数日お時間を要します。)

詳しくは菰野町選挙管理委員会までお問い合わせください。

皆様の代表者を選ぶ大切な選挙です。

町民の皆さんが今後どのような町にしていきたいか、また、今、何が必要なのかなどのお考えを1票に託す機会です。

「投票する」という権利を有効に活用しましょう。

選挙制度等に関するお問い合わせは

菰野町選挙管理委員会

Tel 059-391-1101

Fax 059-394-3199